

高知県商工団体連合会 NO.986(53-13)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ http://kosityoren.web.fc2.com/
このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

年間(12月末)増勢を達成し春の運動につなげよう

■2021年 全商連70周年めざす秋の運動

12/5 現在	拡 大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	8	0	2	0	0	5
香美郡	16	1	4	6	1	11
南国	18	2	3	0	0	8
高知	35	14	7	0	0	13
仁淀川	5	0	0	0	0	2
須崎	5	1	0	0	0	1
中村	34	6	6	2	1	16
計	121	24	22	8	2	56

成果会員: 読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

■1/1 現勢との差

12/5 現在	現勢との差				
	読者	会員	共済	婦人	青年
安芸	-1	-5	0	-3	0
香美郡	+7	0	-8	+1	+1
南国	-2	-5	-3	-2	0
高知	+7	-10	-60	-12	-2
仁淀川	+3	-2	-7	-3	0
須崎	-9	-6	-7	-6	0
中村	+12	0	-2	+1	+1
計	+17	-28	-87	-24	0

秋の運動(9/1~12/5)は、読者、会員、共済、青年では昨年の秋を上回る拡大をすることができました。中村民商は成果者を昨秋の2・7倍、会員比10%の16人に広げたことで大きな躍進を築きました。県連としては、1月1日比で、読者増勢となりましたが、会員、共済、婦人では大きく減となっています。次は年末増勢を達成し、春の運動につなげましょう。

■国税庁徴収部長通達(指示)の概要(角谷啓一税理士の解説 2020年6月8日商工新聞より)

「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて(指示)」(2020年(令和2)1月31日付)は、令和元年の大阪高裁判決を受け、「実質的に差押禁止債権等を差し押さえたものと同視できると認められる場合には、差押可能部分以外の部分については、差押さえを行わない」と、正式に指示しました。その上で、差し押さえに当たっては、①預貯金債権の入出金状況を調査・把握すること、緊急の場合には事後に調査を行い、差し押さえが適切と認められない場合には差し押さえ解除する、②入金差押禁止債権等の振り込みのみである場合および、前記以外の振込入金である場合であっても、実質的に差押禁止債権等を差し押さえるものと同視され得るときには、差し押さえ可能部分以外の部分については差し押さえを行わない、③実質的に給料等を差し押さえるものと同視され得る場合における当該預貯金債権の差押可能金額は、徴収法76条1項各号の合計である差し押さえ禁止額を控除して算出する、④差し押さえた預貯金の取立ては、原則として差し押さえた日から10日間程度の間隔を置いた上で行うなど詳細な事項を指示しています。

■改定後の鳥取県の滞納整理マニュアル =「預金口座の差押え」の項を追加=

本県においては、これまで最高裁判例(平成10年2月10日)に基づき、預金口座の差押えを執行してきたところであるが、本県が訴訟当事者となった滞納処分取消訴訟控訴審において、平成25年11月27日に最高裁判例の例外的事案として新たな法的解釈が示されたところである。

については、当該判決の趣旨を踏まえ、預金の差押えについては、原則、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 一般財産管理用口座の認定

金融機関に対する事前の預金調査の結果、1か月間平均で概ね4回以上の入出金を繰り返す預金口座について、一般財産を管理するための生活口座として認定し、差押えを執行すること。

(2) 取引履歴の徴取

児童手当等の特別法による差押禁止債権の入金の有無について、十分に確認すること。預金債権差押えの執行に際しては、事前に当該預金口座の履歴を原則3か月間分徴取すること。ただし、3か月間に児童手当等の支給月を含まない場合は、直近の支給月以降分を徴取すること。

(3) 差押禁止債権の除外・控除

上記の預金履歴から差押禁止財産の入金が確認できた場合には、国税徴収法等に規定する差押禁止額相当額を控除した額について差押えを執行すること。

ただし、差押時において、直近の差押禁止財産入金後に当該禁止相当額以上の出金を確認できた場合に、控除することなく全額について差押執行を可能とする。

(4) 差押えの解除又は取消

預金履歴により差押禁止財産の入金が確認できない中で差押えを執行した後、滞納者の申立てにより、差押えに係る預金原資が差押禁止財産であることの識別・特定が可能と認められ、差押えの実施が適当でないと判断する場合には、直ちに差押えを解除又は取消すること。

※滞納者に当該預金口座の入金状況等を証する資料(預金通帳等)の提示を求めること。

(5) 疑義案件の処理

差押執行の適否についての判断が困難な場合には、ひとまず預金履歴を持ち帰って上司と協議するなど組織としての意思決定を経た上で、差押えを執行すること。

徴収事務マニュアルの改訂を

副知事交渉で強く迫る
12月1日、「軍事費を削つて、くらしと福祉・教育の充実を 国民大運動高知県実行委員会」は、副知事交渉を行いました。

東谷高商連会長が実行委員会の代表委員として挨拶。新たに就任した井上浩之副知事を相手には初めて。各団体・分野から要求を持ち寄り交渉しました。

徴収部長通達(左枠)を遵守するよう、鳥取県の「滞納整理マニュアル」も参考に、改訂するよう求めました。11月16日にも同様の交渉を。訂するよう求めました。11月16日にも同様の交渉を。訂するよう求めました。11月16日にも同様の交渉を。

今年最後の

無料法律相談会(第6回)

(近藤恭典弁護士/高知法律事務所)
12月16日(木)午後1時~3時
○相談時間は1人(組)30分を予定。
○事前申し込みを各民商事務局にして下さい。
○遠隔地の方はリモートでの相談も可能です。